

(証券コード 8247)
2022年5月9日

株 主 各 位

金沢市片町2丁目2番5号
株式会社 大 和
取締役社長 宮 二 朗

第106期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚くお礼申し上げます。
さて、当社第106期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会当日のご来場は極力お控えいただき、書面またはインターネットによる議決権の事前行使をお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、後述の「議決権事前行使についてのご案内」をご参照いただき、2022年5月25日（水曜日）午後6時15分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年5月26日（木曜日）午前10時から
2. 場 所 金沢市南町4番1号
金沢ニューグランドホテル5階「銀扇」
※末尾「定時株主総会会場ご案内図」ご参照
3. 目的事項
報告事項 1. 第106期（2021年3月1日から2022年2月28日まで）事業報告および計算書類報告の件
2. 第106期（2021年3月1日から2022年2月28日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項
第1号議案 資本金の額の減少の件
第2号議案 剰余金の処分の件
第3号議案 定款一部変更の件
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件
第5号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.daiwa-dp.co.jp/>）に掲載させていただきます。

**【重要】「新型コロナウイルス感染防止対応」「議決権事前行使についてのご案内」につきましては次頁以降をご参照ください。**

## 「重要」新型コロナウイルス感染防止対応について

### 1. 株主の皆様へのお願い

- ・ 株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場を極力お控えくださいますようお願い申し上げます。特にご高齢の方、基礎疾患のある方、妊娠されている方、体調がすぐれない方は、慎重にご判断くださいますようお願い申し上げます。
- ・ 株主様におかれましては、書面またはインターネットによる議決権の事前行使をお願い申し上げます。

### 2. ご来場される株主様へのお願い

- ・ マスクのご着用および会場に用意しております消毒液のご利用など、感染予防にむけたご協力をお願いいたします。ご協力いただけない場合、ご入場をお断りする場合がございます。
- ・ 当日、入口で検温のご協力をお願い申し上げます。発熱があると認められる場合、咳など体調がすぐれないとお見受けする方には、運営スタッフよりお声かけの上、ご入場を見合わせていただく場合がございます。
- ・ 会場内座席につきましては感染防止を図るため、間隔を空けさせていただいており、席数が例年より少なくなっております。そのため、入場制限をさせていただく場合もございますので予めご了承下さい。

### 3. 当社の対応について

- ・ 役員・運営スタッフはマスクを着用し対応させていただきます。
- ・ 役員・運営スタッフは当日検温を実施し、十分体調を確認の上、出席させていただきます。
- ・ 議事につきましては、時間を短縮して実施いたします。
- ・ 会場内では十分な換気を実施させていただきます。
- ・ 感染リスク軽減のため、お土産のお渡しを中止させていただきます。

なお、今後の状況により、上記の内容を変更する場合がございますので、適時当社ウェブサイト (<https://www.daiwa-dp.co.jp/>) をご確認ください。

以 上

## 議決権事前行使についてのご案内



### 1. インターネットによる議決権事前行使のご案内

行使  
期限

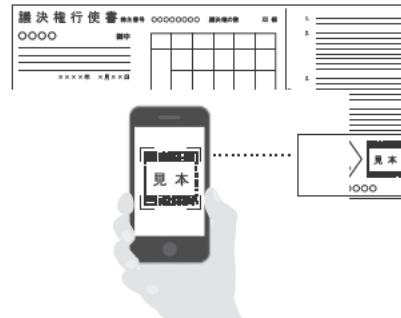
2022年5月25日（水曜日）  
午後6時15分入力完了分まで

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく  
議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

### 「スマート行使」での議決権行使は 1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。



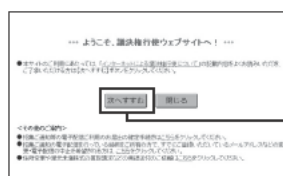
※議決権行使書用紙はイメージです。

## 議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使  
ウェブサイト

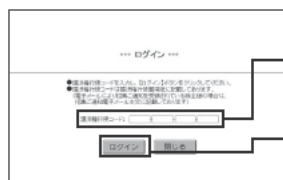
<https://www.web54.net>

- 1** 議決権行使ウェブサイト  
にアクセスしてください。



「次へすすむ」  
をクリック

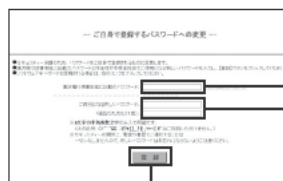
- 2** 議決権行使書用紙に記載  
された「議決権行使コード」  
をご入力ください。



「議決権行使コード」  
を入力

「ログイン」  
をクリック

- 3** 議決権行使書用紙に記載  
された「パスワード」を  
ご入力ください。



「パスワード」  
を入力

実際にご使用になる  
新しいパスワードを  
設定してください

「登録」をクリック

- 4** 以降は画面の案内に従っ  
て賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

## 2. 書面による議決権事前行使のご案内

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年5月25日（水曜日）午後6時15分までに到着するようご返送ください。

## 議決権の取り扱い等について

- ①パソコンやスマートフォン、携帯電話のインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。
- ②書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回、またはパソコン、スマートフォン、携帯電話等で重複して議決権を行使された場合は、最後におこなわれたものを有効な議決権としてお取扱いいたします。
- ③議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- ④パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- ⑤パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- ⑥議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

### インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）  
（受付時間 9：00～21：00）

◎其他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

- ①証券会社に口座をお持ちの株主様  
証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてお問い合わせください。
- ②証券会社に口座のない株主様（特別口座の株主様）  
三井住友信託銀行 証券代行部  
[電話] 0120 (782) 031（受付時間 9：00～17：00 土日休日を除く）

(添付書類)

## 事業報告 (2021年 3月1日から 2022年 2月28日まで)

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

当事業年度のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、依然として先行きは不透明な状況が続きました。

百貨店業界におきましては、感染拡大が落ち着いた昨年の秋口以降、次第に回復基調となりましたが、本年1月後半の変異株による感染急拡大により、再び厳しい商況となりました。

この期間、当社におきましては、感染拡大が落ち着いた昨年10月から本年1月まで売上高は回復基調となりましたものの、総じて厳しい推移となりました。

このような中、お客様と従業員の安全・安心を第一に感染防止対策を徹底すると同時に、新たな顧客層の拡大を図るべく、新しい「商品と企画」の開発を機軸とする営業強化策に取り組んでまいりました。

香林坊店では、昨年5月に高級家具・インテリアショップの「匠 大塚」をオープンするとともに、10月には「ルイ・ヴィトン」を改装し品揃えを拡充する等、本物志向の顧客層拡大に取り組んできました。併せて、これまで地域未展開のラグジュアリーファッションブランドや和菓子の老舗「たねや」等の人気和洋菓子の期間限定ショップを随時開設し、お客様から高い評価を得ました。

富山店では、昨年3月の婦人靴「銀座かねまつ」をはじめ、地域唯一となるファッションブランドショップを随時導入するとともに、6月の「DEAN&DELUCA期間限定ショップ」の開設に続き、8月に人気アニメ「ハイキュー展」を開催し、11月には北欧雑貨の「フライングタイガーオープンハーゲン期間限定ショップ」を開設する等、いずれも富山県初となる人気企画催事を実施し、次世代顧客層の拡大に努めてきました。

併せて、9月から北陸の「食」と「工芸」の銘品を幅広く情報発信する「北陸逸品ドット・コム」を開設し、EC事業の拡大にも取り組んできました。

こうした取組みにより、売上高につきましては、本格回復には至りませんでしたものの、昨年10月から本年1月までの期間、香林坊店、富山店とも概ね順調に推移し、増収となりました。

また、利益面につきましても、販売管理費の圧縮に努め、営業利益は確保しましたものの、業績につきましては、売上高361億4千1百万円、営業利益7百万円、経常損失1億5千9百万円、当期純損失1億5千1百万円となりました。

なお、期末配当につきましては、誠に遺憾ながら見送りさせていただきたく存じます。

当社といたしましては、引き続きお客様と従業員の安全・安心を第一とし、営業強化策を推進するとともに、更なる経営効率の改善に努め、収益力の回復に取り組んでまいり所存であります。

何卒、今後とも一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

#### 店別売上高

| 店 別     | 金 額       | 構成比   | 対前期増減率 |
|---------|-----------|-------|--------|
| 香 林 坊 店 | 20,031百万円 | 55.4% | 11.3%  |
| 富 山 店   | 16,109    | 44.6  | 9.9    |
| 計       | 36,141    | 100.0 | 10.7   |

#### 商品別売上高

| 商 品 別   | 金 額      | 構成比   | 対前期増減率 |
|---------|----------|-------|--------|
| 衣 料 品   | 8,757百万円 | 24.2% | 3.7%   |
| 身 回 品   | 5,679    | 15.7  | 21.0   |
| 雑 貨     | 6,431    | 17.8  | 11.6   |
| 家 庭 用 品 | 2,778    | 7.7   | 21.8   |
| 食 料 品   | 11,585   | 32.1  | 8.3    |
| そ の 他   | 909      | 2.5   | 17.2   |
| 計       | 36,141   | 100.0 | 10.7   |

(2) 設備投資等の状況

当事業年度中に実施いたしました設備投資等の主なものは、次のとおりであります。

|               |        |
|---------------|--------|
| 各店 売場改装工事     | 125百万円 |
| その他設備投資・改修工事等 | 137百万円 |

(3) 資金調達の状況

該当する事項はありません。

(4) 直前3事業年度の財産および損益の状況の推移

| 区 分        | 第 103 期<br>(2018年3月<br>～2019年2月) | 第 104 期<br>(2019年3月<br>～2020年2月) | 第 105 期<br>(2020年3月<br>～2021年2月) | 第 106 期<br>(2021年3月<br>～2022年2月) |
|------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| 売 上 高      | 43,146百万円                        | 41,500百万円                        | 32,654百万円                        | 36,141百万円                        |
| 当 期 純 利 益  | △4,784百万円                        | 601百万円                           | △258百万円                          | △151百万円                          |
| 1株当たり当期純利益 | △852円54銭                         | 107円18銭                          | △46円04銭                          | △27円07銭                          |
| 純 資 産      | 1,244百万円                         | 1,735百万円                         | 1,425百万円                         | 1,398百万円                         |
| 総 資 産      | 24,277百万円                        | 23,401百万円                        | 23,255百万円                        | 21,980百万円                        |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（自己株式控除後）に基づき算出しております。
2. 105期の業績については、香林坊店は2020年4月14日から5月17日まで、富山店は2020年4月17日から5月17日まで（各店とも4月26日までは食品売場のみ営業）、新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言発出に伴い営業を自粛し、全館休業いたしました。
3. △印は、損失を示しております。



(5) 対処すべき課題

当社を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症の影響により様変わりした生活様式や利便性を背景としたeコマースの更なる進展など、消費行動はますます多様に変化してきており、引き続き厳しい状況が続くものと予測されます。

こうした状況の中、百貨店事業の更なる営業力強化に向け、下記の課題に取り組んで参ります。

- ① 重点顧客層の深耕と次世代顧客の囲い込み
  - ・ 富裕層を引き付けるブランド・企画の推進
  - ・ 「地域では大和だけ」の差別化ブランド・ポップアップ企画の導入
- ② 取引先との協業強化によるマーケット拡大・深耕
  - ・ 話題性の高い商品および催事企画の開発力強化
  - ・ 地元取引先の積極導入による地域密着営業の推進
- ③ 市場への情報発信に繋ぐ販売サービス力の向上
  - ・ 商品特性の理解徹底に裏打ちされた商品提案力の発揮
  - ・ 従業員提案型の企画推進、発信強化
- ④ デジタル戦略の推進
  - ・ EC事業の業容拡大およびデジタル販促の強化
- ⑤ CSR経営の推進
  - ・ 法令遵守の業務推進の徹底

(6) 重要な子会社の状況 (2022年2月28日現在)

| 会社名              | 資本金   | 当社の出資比率 | 主要な事業内容 |
|------------------|-------|---------|---------|
| (株)大和印刷社         | 58百万円 | 100.00% | 印刷業     |
| (株)勁草書房          | 50    | 100.00  | 出版業     |
| (株)レストランダイワ      | 35    | 100.00  | 飲食業     |
| (株)大和カーネーションサークル | 90    | 100.00  | 友の会運営   |
| (株)金沢ニューグランドホテル  | 80    | 50.53   | ホテル業    |

(7) 主要な事業内容 (2022年2月28日現在)

百貨店業

(8) 主要な事業所 (2022年2月28日現在)

| 名称   | 所在地    |
|------|--------|
| 本社   | 石川県金沢市 |
| 香林坊店 | 石川県金沢市 |
| 富山店  | 富山県富山市 |

(9) 従業員の状況 (2022年2月28日現在)

| 性別      | 従業員数 | 前期末比較増減 | 平均年齢    | 平均勤続年数  |
|---------|------|---------|---------|---------|
| 男性      | 118名 | △4名     | 48歳 9ヶ月 | 24年 8ヶ月 |
| 女性      | 314  | 6       | 43 8    | 13 4    |
| 合計または平均 | 432  | 2       | 45 1    | 16 5    |

(注) △印は、減少を示しております。

(10) 主要な借入先 (2022年2月28日現在)

| 借入先   | 借入額      |
|-------|----------|
| ㈱北國銀行 | 4,473百万円 |
| ㈱北陸銀行 | 1,815    |

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 16,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 6,003,400株 (うち自己株式392,974株)
- (3) 株主数 5,526名
- (4) 大株主

| 株 主 名          | 持株数       | 持株比率  |
|----------------|-----------|-------|
| 宮 二 朗          | 524,400 株 | 9.34% |
| 倉敷紡績株式会社       | 292,896   | 5.22  |
| 東京海上日動火災保険株式会社 | 285,411   | 5.08  |
| 一般財団法人大和文化財団   | 200,000   | 3.56  |
| 株式会社北國銀行       | 192,240   | 3.42  |
| 河 井 英 夫        | 181,800   | 3.24  |
| 株式会社北陸銀行       | 181,180   | 3.22  |
| 清水建設株式会社       | 165,400   | 2.94  |
| ダイダン株式会社       | 152,848   | 2.72  |
| 株式会社大市社        | 144,000   | 2.56  |

- (注) 1. 当社は、自己株式392,974株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
2. 持株比率は発行済株式の総数から自己株式数を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項  
該当する事項はありません。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の氏名等

(2022年2月28日現在)

| 氏名      | 地位            | 担当および重要な兼職の状況                                                      |
|---------|---------------|--------------------------------------------------------------------|
| 宮 二 朗   | 取締役社長 (代表取締役) |                                                                    |
| 寺 口 時 弘 | 専務取締役 (代表取締役) |                                                                    |
| 岡 本 志 郎 | 常 務 取 締 役     | 営業本部長・香林坊店長                                                        |
| 中 崎 俊 也 | 取 締 役         | 富山店長                                                               |
| 坂 本 哲 治 | 取 締 役         | 業務本部長                                                              |
| 藪 内 信 昭 | 取 締 役         | 経営戦略本部長                                                            |
| 北 村 秀 明 | 取締役 (常勤監査等委員) |                                                                    |
| 細 川 清 悦 | 取締役 (監査等委員)   |                                                                    |
| 中 村 太 郎 | 取締役 (監査等委員)   | 中村酒造(株) 代表取締役社長                                                    |
| 浜 崎 英 明 | 取締役 (監査等委員)   | (株)北國フィナンシャルホールディングス代表取締役<br>(株)北國銀行 代表取締役会長<br>(株)金沢ニューグランドホテル監査役 |

- (注) 1. 取締役細川清悦氏、中村太郎氏および浜崎英明氏は、社外取締役であります。  
 2. 取締役細川清悦氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 3. 取締役細川清悦氏、中村太郎氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。  
 4. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役 (監査等委員である取締役を除く) からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、北村秀明氏を常勤監査等委員として選定しております。  
 5. 取締役浜崎英明氏は、(株)北國フィナンシャルホールディングス代表取締役、(株)北國銀行代表取締役会長を2022年3月1日をもって退任しており、同日付で引き続き(株)北國銀行会長に就任しております。

#### (2) 取締役の報酬等の額

| 区 分                       | 支給人員 | 固定報酬<br>(金銭報酬) | 支給総額   |
|---------------------------|------|----------------|--------|
| 取 締 役<br>(監査等委員である取締役を除く) | 6名   | 60百万円          | 60百万円  |
| 取 締 役 ( 監 査 等 委 員 )       | 4名   | 13百万円          | 13百万円  |
| 合 計                       | 10名  | 74百万円          | 74百万円  |
| (社 外 役 員)                 | (3名) | (6百万円)         | (6百万円) |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 取締役 (監査等委員である取締役を除く) の報酬等の額 (使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない) につきましては年額1億7千万円以内 (取締役6名)、監査等委員である取締役の報酬等の額につきましては年額3千万円以内 (監査等委員である取締役5名) として、2016年5月26日開催の第100期定時株主総会において、それぞれご承認いただいております。  
 3. 上記表中記載の金額のほか、当事業年度中に社外役員が当社の子会社から受けた報酬等の総額は60万円であります。  
 4. 当社は業績連動報酬・非金銭報酬を支給しておりません。

(3) 役員報酬等の内容の決定に関する方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の決定に係る基本方針については、2021年1月12日開催の取締役会において改定の上、決議しております。

当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容につきましても、下記の手続きに基づき適正に決定しており、当該方針に沿うものであると判断いたしております。

① 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の決定に関する方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等については、短期的な利益に左右されず、企業の永続的な発展を持続するため、固定報酬としての基本報酬（金銭報酬）としております。取締役（監査等委員である取締役を除く）個人別の基本報酬等の額の決定方針については、総額を定時株主総会決議の承認を経た金額の範囲内で、月例の固定報酬とし、役割、職責、代表権、在任年数等に応じ、他社を含めた社会的水準、当社の業績、従業員給与の水準も総合的に勘案し決定するものとしたしております。個人別の報酬の額の内容については、当社取締役会決議に基づき、代表取締役社長宮二朗および代表取締役専務寺口時弘に具体的内容の決定について委任するものとしたしております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額であり、この権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しながら、各取締役の担当事業を評価するには、代表取締役社長および代表取締役専務による合議制が最も適していると考えられるからであります。なお、この権限が適切に行使されるよう、必要に応じ社外取締役の意見を参考にするものとしたしております。社外取締役の意見については、監査等委員会等を通じヒアリングできる体制を整えております。

役員の報酬等の限度額については、取締役（監査等委員である取締役を除く）については、2016年5月26日開催の第100期定時株主総会決議に基づく年額1億7千万円以内を限度としております。

② 監査等委員である取締役の報酬等の決定に関する方針

監査等委員である取締役の報酬等は、監査等委員会等において監査等委員である取締役の協議により全員一致で、社会的水準や職責を勘案し、当社基準に基づき決定しております。

監査等委員である取締役の報酬については、2016年5月26日開催の第100期定時株主総会決議に基づく年額3千万円以内を限度としております。

③ 非金銭報酬等および業績連動報酬等

業績連動報酬や株式報酬含む非金銭報酬を当社は採用しておりませんが、これらの導入については他社事例を研究・分析し、専門家の意見を取り入れながら引き続き検討を続けてまいります。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行取締役等の重要な兼職状況等および当事業年度における主な活動状況ならびに社外取締役を果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

社外取締役（監査等委員） 細川清悦氏

同氏の当事業年度における主な活動状況といたしましては、当事業年度に開催した取締役会および監査等委員会への出席率はいずれも100%でありました。

同氏は、期待された役割に基づき、取締役会においては、社外取締役として客観的かつ公正な立場から議案の審議に必要な発言を適宜行いました。また監査等委員会の活動では、常勤監査等委員・内部監査部門と連携し、税務・会計等の知見からコーポレート・ガバナンス、コンプライアンス、財務等について多様な角度から意見を述べてまいりました。

社外取締役（監査等委員） 中村太郎氏

同氏は中村酒造株式会社代表取締役社長であり、当社は同社と商品仕入取引があります。

同氏の当事業年度における主な活動状況といたしましては、当事業年度に開催した取締役会および監査等委員会への出席率はいずれも100%でありました。

同氏は、期待された役割に基づき、取締役会においては、社外取締役として客観的かつ公正な立場から議案の審議に必要な発言を適宜行いました。また会社経営者としての深い知見に基づき、営業視点で様々な角度から当社経営に助言・意見を述べてまいりました。

社外取締役（監査等委員） 浜崎英明氏

同氏は株式会社北國フィナンシャルホールディングス代表取締役および株式会社北國銀行代表取締役会長に就任しておりましたが、2022年3月1日をもって退任しており、同日付で引き続き株式会社北國銀行会長に就任しております。

同行は当社株式を192千株保有しており、当社は同行より借入金があります。

また、同氏は当社の子会社である株式会社金沢ニューグランドホテル監査役に就任しており、同社と当社は商品仕入等の取引があります。

同氏の当事業年度における主な活動状況といたしましては、当事業年度に開催した取締役会および監査等委員会への出席率はいずれも100%でありました。

同氏は、期待された役割に基づき、取締役会においては、社外取締役として客観的かつ公正な立場から議案の審議に必要な発言を適宜行いました。また金融機関経営者としての幅広い知見に基づき、多様な角度から、当社の営業・経営に助言・意見を述べてまいりました。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

#### 4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は太陽有限責任監査法人と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

27百万円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額

27百万円

(注) 当社と会計監査人の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の上記①および②の額はこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の報酬等の額について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、取締役、社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積算出根拠等が適切であると判断し、これに同意しました。

(4) 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の目的事項とすることといたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、改善の見込みがないと判断した場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。



## 5. 会社の体制および方針

○取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制  
その他業務の適正を確保するための体制

- (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保する体制
  - ① 社長、専務、本部長、副本部長、内部監査室長、常勤監査等委員に加え各店運営責任者（店長）が参画する「コンプライアンス委員会」を設置しており、この委員会活動を中核に、取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保する体制をとります。
  - ② 内部統制システムの一環として、独立機関として監査等委員会を設置しており、企業倫理と法令遵守、企業の健全性に軸足を置いた業務監査を実施します。
  - ③ 内部監査部門として内部監査室を設置しており、当社および企業グループの日常業務・運営の内部監査を行い、その業務プロセスの適正性、有効性を検証し、重要な事項については、取締役会、監査等委員会等へ適切に報告する体制をとります。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
  - ① 取締役会議事録、稟議書、各種契約書、その他職務の執行に係る重要情報を適切に保存・管理します。
  - ② 個人情報の管理については「個人情報保護管理規程」および関連規程・マニュアルを遵守するとともに、個人情報を取扱う取引先とも契約書を締結、台帳の施錠保管の徹底、シュレッダーの配備実施等保護施策に取り組みます。
- (3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制
  - ① 業務執行上の重要な意思決定ないし事業遂行等に内在するリスクは、社長、専務、本部長、副本部長、常勤監査等委員、各店運営責任者（店長）が一堂に会する店長会議において審議・管理します。
  - ② 緊急事態の発生、あるいは緊急事態につながるおそれのある事実が判明した際の危機管理対応は、情報開示も含む対応策を協議し、迅速かつ適正な対応を行います。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ① 取締役会は、原則として年5回以上開催し、経営全般に係る意思決定を行います。
  - ② 社長、専務、本部長、副本部長、常勤監査等委員による経営会議は、経営課題を見極め取締役会に付議される案件の検討等経営に係る事項について協議します。
  - ③ 店長会議を原則毎月開催し、実務的な業務執行の協議ならびに具体的な取り組みについて決定します。
- (5) 財務報告の信頼性を確保するための体制  
企業グループ全体の財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関係法令に基づく内部統制の整備・運用の体制および評価に関する基本方針を定め、適正に機能することを継続的に評価し、必要な場合は適宜改善を行います。
- (6) 会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - ① 企業グループ全体での一体的な企業統治を図るため、本社経営戦略本部において経営戦略本部長、経営企画部長、子会社取締役による会議を定期的に行い、業績や財務状況について子会社取締役から報告を受け、グループ各社の経営状況やリスクを把握の上、必要な場合は支援・助言を実施します。
  - ② 子会社取締役会において重要な事項の意思決定を諮ることとし、経営戦略本部長、経営企画部長、子会社取締役が出席することにより、企業グループ全体の経営執行を把握できる体制をとります。
  - ③ 企業グループ全体の内部統制を徹底するため、グループ各社の内部統制システム構築に努めます。
- (7) 監査等委員会を補助する使用人体制とその独立性ならびに当該使用人に関する実効性の確保に関する体制
  - ① 取締役（監査等委員である取締役を除く）は、監査等委員会の求めにより監査等委員会の職務を補助する従業員として適切な人材を配置することとし、その従業員の人事に関する事項は、監査等委員会と協議のうえ決定します。
  - ② 当該使用人が、他部署の使用人を兼務する場合、他部署の業務と同等以上に監査等委員会に係る業務に従事するものとします。

- (8) 会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団の取締役・監査役および使用人等が監査等委員会に報告するための体制および報告をした者が不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 監査等委員には取締役会および重要な会議に出席を依頼するほか、必要に応じて担当部門およびグループ各社の取締役・監査役・使用人等から報告・説明等を行います。
  - ② 「公益通報者保護法に関する社内規程」を企業グループ全体に適用し、取締役および使用人ならびにグループ各社の取締役・監査役・使用人等は、重大な法令違反、定款違反、企業集団に著しい損害を及ぼす事実や不正な行為を発見した場合、すみやかに監査等委員会にその事実を報告します。また、監査等委員会へ当該報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由とし、不利益な取り扱いをすることを禁止するものとします。
- (9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査等委員会は、必要に応じ担当部門に協力を要請することができるものとし、会計監査人に対しては会計監査への臨席検証および税務相談等、助言を求めます。
- (10) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針
- 監査等委員がその職務を執行する上で、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をしたときは、担当部門で審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、すみやかに当該費用または債務を処理することとします。
- (11) 反社会的な勢力等との関係断絶に係る体制
- 反社会的勢力や反社会的勢力等と関係のある取引先・団体とはいかなる取引も一切行わないこととし、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な勢力等からの接触や要求に対しては、毅然とした態度で臨み、不当な要求には一切応じないこととします。また「大和コンプライアンスマニュアル」で反社会的な勢力等との関係断絶について明文化の上、社内周知を徹底し、必要に応じて外部の専門家に相談できる体制をとります。

○取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 取締役の職務の執行

取締役会を定期的開催し、法令および取締役会規程で定められた重要な項目について審議・決定・報告いたしました。また、取締役会を開催できない場合は、いわゆる取締役会決議事項の書面での提案も実施してまいりました。あわせて、取締役の職務の執行を効率的に行うため、経営会議および戦略会議等を定期的開催し、取締役会に付議する重要な事項やこれに準ずる経営的な課題について論議いたしました。また、原則毎月1回、店長会議を開催し、実務的な業務執行の協議ならびに具体的な取り組みについて協議してまいりました。

加えて企業グループ全体においては、子会社取締役会を定期的開催し、重要な事項を決定の上、本社経営戦略本部と子会社取締役による会議を毎月1回開催し、グループ各社の経営状況やリスク等について論議してまいりました。

これらについては新型コロナウイルス感染症拡大下においてリモートによる会議を積極的に実施し、重要事項の審議や決定についてDXを活用してまいりました。

また、取締役の職務の執行に係る文書等につきましては適切に保存をいたしております。

(2) コンプライアンス

「大和コンプライアンスマニュアル」等社内規程を基本として、代表取締役を中心に法令遵守について意識向上に努めてまいりました。個人情報保護管理については「個人情報保護管理規程」および関連規準・マニュアルを遵守するとともに、個人情報を取り扱う取引先とも契約書を締結、台帳の施錠保管の徹底の上、定期的な監査および自己点検を実施いたしました。「表示」や「安全衛生」については、全社的に第三者機関の現状調査による指導および研修を定期的開催いたしております。その他の法令等についても担当役員から各店・企業グループに周知し法令遵守等に取り組んでまいりました。具体的な課題等については、定期的に「コンプライアンス委員会」を開催し、課題を論議し、改善を図っております。今期は、情報セキュリティに関する適正運用に基づく

個人情報の管理（個人情報を含むデータの取扱いルール強化や教育体制の充実含む）・標的型メール等に対する防御や、労働関連法改正に基づく就業規則の改定、食品表示管理および衛生管理の徹底、景品表示法・医薬品医療機器等法・家庭用品品質表示法に基づく適正表示について、対応を検討実施いたしました。

(3) リスク管理

社内規程に則り、企業グループ全体のリスク管理に努めております。緊急事態発生の場合は、取締役や関連部門に報告の上、対応策の協議を実施しております。特に下記事項について今期は重点的に対応いたしております。

① 新型コロナウイルス感染症対応について

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策・発生時の社内外への諸対応・取引先との連携等に係る社内方針に基づき、感染防止対策を徹底した安全・安心な店舗運営と感染発生時における適切な事後対応と情報開示の両立に取り組んでまいりました。

② 情報セキュリティについて

「情報セキュリティポリシー」を策定、代表取締役を中心に周知・徹底を図った上で、情報資産の取扱いに関しては関連規程・マニュアルを整備・運用し、情報セキュリティ体制の維持・向上に努めております。特に今期は、サイバー攻撃に備え、データ保存や悪質メールへの対応等、引き続き、社内への周知徹底をいたしました。

(4) 内部監査の実施

定期的な内部監査を大和本社、各店および企業グループ各社に対し実施いたしました。特に、今期は現預金等の管理体制、個人情報保護管理体制を中心に監査を実施し、代表取締役、監査等委員会に必要に応じて報告を行ってまいりました。また、改善すべき事項につきましては、当該部門に直接指摘するとともに、各組織の運営責任者（大和では各店長、企業グループ各社では社長）に報告・指導を行いました。

(5) 財務報告に係る内部統制

内部統制報告制度の基本方針を踏まえ、「2021年度内部統制報告制度評価計画」を作成し、関連する内部統制の整備状況および運用状況の評価をいたしました。特に、「全社レベル」、「決算・財務報告プロセス」、「事業目的に関わる重要な業務プロセス」、「IT」に関する重要な内部統制の評価を実施しました。企業グループにあっては、グループ各社の全社的な内部統制を評価してまいりました。評価結果については代表取締役、監査等委員会に必要な応じて報告の上、改善すべき事項は、当該部門に直接指摘するとともに、各組織の運営責任者（大和では各店長、企業グループ各社では社長）に報告・指導してきました。また、会計監査人による内部統制監査と連動の上、適宜情報交換し、双方の監査の精度・品質の向上に努めてまいりました。

(6) 監査等委員会の活動状況

監査等委員会は「監査等委員会監査等規準」「内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施規準」「監査等委員会規則」の下、2021年度監査等委員会監査方針を策定、監査等計画に沿って監査および監督を実施してまいりました。監査等委員会については定期的開催し、審議すべき事項について、論議・決定等してまいりました。また、監査等委員会は内部監査室等と連動し定期的に監査を実施し、必要がある場合は、担当部門およびグループ各社担当者に要請し報告を受け、説明を求めました。常勤監査等委員においては、重要な会議に出席の上、監査等委員会において情報の共有に努めてまいりました。会計監査人とは定期的に課題について議論し、情報交換に努めました。

○剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業体質の強化と今後の事業展開を総合的に判断し、配当を実施することを基本方針としております。

当事業年度においては、誠に遺憾ではありますが、無配とさせていただきます。

今後は、安定的な収益基盤を確立の上、利益剰余金の積み上げに取り組んでまいります。

~~~~~  
(注) 本事業報告に記載の金額および数値は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2022年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	4,234,190	流動負債	15,749,433
現金および預金	1,332,325	支払手形	49,840
受取手形	7,429	支払手形(設備)	10,406
売掛金	1,230,237	買掛金	1,913,025
商品	1,305,181	短期借入金	4,161,951
貯蔵品	15,282	リース債務	22,728
前払費用	94,224	未払金	136,956
未収入金	38,412	未払消費税等	70,564
その他の流動資産	226,196	未払法人税等	32,887
貸倒引当金	△15,100	未払事業所税	35,000
固定資産	17,746,149	未払費用	220,716
有形固定資産	12,895,971	前受金	37,045
建物	6,433,029	商品券	897,390
車両および運搬具	0	預り金	7,701,228
器具および備品	462,945	賞与引当金	48,000
土地	5,999,996	ポイント引当金	148,755
無形固定資産	52,265	商品券回収損失引当金	249,872
ソフトウェア	52,265	その他の流動負債	13,065
投資その他の資産	4,797,912	固定負債	4,832,112
投資有価証券	1,753,270	長期借入金	2,530,341
関係会社株式	455,500	リース債務	126,271
長期貸付金	1,528,000	繰延税金負債	638,110
諸保証金	5,265,079	退職給付引当金	1,169,723
その他の投資	52,858	資産除去債務	142,349
貸倒引当金	△4,256,795	関係会社事業損失引当金	68,659
資産合計	21,980,339	環境対策引当金	75,607
		その他の固定負債	81,050
		負債合計	20,581,546
		純資産の部	
		株主資本	1,100,444
		資本金	3,462,700
		資本剰余金	1,151,981
		資本準備金	1,151,981
		利益剰余金	△2,919,243
		その他利益剰余金	△2,919,243
		繰越利益剰余金	△2,919,243
		自己株式	△594,993
		評価・換算差額等	298,349
		その他有価証券評価差額金	298,349
		純資産合計	1,398,793
		負債・純資産合計	21,980,339

(注) 千円未満の端数は切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2021年3月1日から 2022年2月28日まで)

(単位：千円)

売 上 高		36,141,482
売 上 原 価		28,981,324
売 上 総 利 益		7,160,157
販 売 費 お よ び 一 般 管 理 費		7,153,021
営 業 利 益		7,136
営 業 外 収 益		358,430
受 取 利 息	12,464	
受 取 配 当 金	53,890	
受 取 賃 貸 料	116,276	
長 期 未 回 収 商 品 券	135,057	
そ の 他 の 収 益	40,742	
営 業 外 費 用		524,735
支 払 利 息	224,629	
不 動 産 賃 貸 費 用	116,116	
商 品 券 回 収 損 失 引 当 金 繰 入 額	137,804	
そ の 他 の 費 用	46,184	
経 常 損 失		△159,168
特 別 利 益		95,874
環 境 対 策 引 当 金 戻 入 額	65,874	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	30,000	
特 別 損 失		80,219
投 資 有 価 証 券 評 価 損	77,374	
固 定 資 産 除 却 損	2,845	
税 引 前 当 期 純 損 失		△143,513
法 人 税、住 民 税 お よ び 事 業 税		8,735
法 人 税 等 調 整 額		△359
当 期 純 損 失		△151,889

(注) 千円未満の端数は切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2021年3月1日から
2022年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
		資本 準備金	資 本 剰 余 金 合 計	その他利益剰余金		利 益 剰 余 金 合 計		
				繰 越 利 益 剰 余 金	その他利益 剰余金合計			
2021年3月1日 残高	3,462,700	1,151,981	1,151,981	△2,767,354	△2,767,354	△2,767,354	△594,801	1,252,526
事業年度中の変動額								
当期純損失			-	△151,889	△151,889	△151,889		△151,889
自己株式の取得			-				△192	△192
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額(純額)			-					-
事業年度中の 変動額合計	-	-	-	△151,889	△151,889	△151,889	△192	△152,082
2022年2月28日 残高	3,462,700	1,151,981	1,151,981	△2,919,243	△2,919,243	△2,919,243	△594,993	1,100,444

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2021年3月1日 残高	173,064	173,064	1,425,591
事業年度中の変動額			
当期純損失			△151,889
自己株式の取得			△192
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額(純額)	125,284	125,284	125,284
事業年度中の 変動額合計	125,284	125,284	△26,797
2022年2月28日 残高	298,349	298,349	1,398,793

(注) 千円未満の端数は切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表 (2021年3月1日から 2022年2月28日まで)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

①有価証券	子会社株式および関連会社株式 その他有価証券	時価のあるもの	移動平均法による原価法 決算日の市場価格等に基づく時 価法（評価差額は全部純資産直 入法により処理し、売却原価は 移動平均法により算定）
②棚卸資産	商品 貯蔵品	時価のないもの	移動平均法による原価法 売価還元法による低価法（貸借対照表価額は収益性 の低下による簿価切下げの方法により算定） 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性 の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）	定額法
②無形固定資産（リース資産を除く）	定額法（なお、自社利用のソフトウェアについて は、社内における利用可能期間（5年）に基づいて いる）
③リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定 額法

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金	売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率によ り、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込 額を計上している。
②退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づ き計上している。 なお、過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 （10年）による定額法により費用処理している。 また、数理計算上の差異は発生翌事業年度に一括して費用処理している。
③賞与引当金	従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上してい る。
④ポイント引当金	ポイントカード会員へ付与したポイントの利用に備えるため、付与ポイント残高から 失効ポイント見込額を控除した額を、将来の利用見込額として計上している。
⑤商品券回収損失引当金	商品券が負債計上中止後に回収された場合に発生する損失に備えるため、過去の実績 に基づく将来の回収見込額を計上している。

⑥関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案し、必要と認められる額を計上している。

⑦環境対策引当金

PCB（ポリ塩化ビフェニル）の処分に関する支出に備えるため、今後発生すると見込まれる額を計上している。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用している。

(5) 表示方法の変更

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載している。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載していない。

(6) 重要な会計上の見積り

関係会社への貸付金の評価

①当事業年度の財務諸表に計上した金額

長期貸付金	1,528,000千円
貸倒引当金	723,795千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社への貸付金については、その回収期間が長期にわたること、および過去に条件緩和を行ったことにより回収可能性に不確実性が認められたことから、キャッシュ・フロー見積法により貸倒引当金を計上している。

回収可能性の判断の基礎となる事業計画に基づく返済計画の主要な仮定は、新型コロナウイルス感染症の収束に伴う需要の回復時期および回復度合いと売上高の成長率であるが、これは外部環境に大きく影響を受ける。そのため、将来の事業計画は経営者の判断および見積りの不確実性を伴うものであり、見積りの前提や過程に変更が生じた場合には、貸倒引当金の金額に重要な影響を及ぼす可能性がある。

(7) 追加情報

（新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り）

新型コロナウイルス感染症が今後の業績に与える影響等を合理的に予測することは困難な状況にあるが、個別業績については2022年度の上半期中は影響が残るものの、その後次第に回復するものと仮定して固定資産の減損損失等に関する会計上の見積りを行っている。

また、長期貸付金の対象となっている関係会社については、2022年度の上半期頃までは影響が残り、その後徐々に回復に向かうものと仮定して関係会社長期貸付金の回収可能性に関する会計上の見積りを行っている。

なお、新型コロナウイルス感染症の広がりや収束時期等の見直しには不確実性を伴うため、実際の結果はこれらの仮定と異なる可能性がある。

2. 貸借対照表に関する注記		
(1) 担保に供している資産および担保に係る債務		
①担保に供している資産	建物	6,351,106千円
	土地	5,871,579千円
	投資有価証券	853,590千円
	計	13,076,275千円
②担保に係る債務	短期借入金	4,161,951千円
	長期借入金	2,530,341千円
	計	6,692,292千円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額		13,081,652千円
	なお、減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれている。	
(3) 保証債務		
①他の会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っている。		
株式会社金沢ニューグランドホテル		762,782千円
②他の会社の前受業務保証金供託受託会社に対し、連帯保証を行っている。		
株式会社大和カーネーションサークル		3,339,000千円
(4) 関係会社に対する金銭債権および金銭債務		
短期金銭債権		3,062千円
長期金銭債権		1,528,000千円
短期金銭債務		7,692,021千円
(5) 取締役に対する金銭債権		
金銭債権		27千円
3. 損益計算書に関する注記		
関係会社との取引高		
営業取引による取引高		
売上高		3,299千円
営業費用		919,571千円
営業取引以外の取引による取引高		204,874千円
4. 株主資本等変動計算書に関する注記		
当事業年度末における自己株式の種類および株式数		
普通株式		392,974株
5. 税効果会計に関する注記		
繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金および合併による土地評価差額である。		

6. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	㈱大和カーネーションサークル	所有 直接100.0%	資金貸借取引 役務の受入 役員の兼任	資金の預り 利息の支払 (注1) 連帯保証 (注2)	4,690,996 134,032 3,339,000	預り金	7,674,951
子会社	㈱金沢ニューグランドホテル	所有 直接 50.5%	資金貸借取引 債務保証 役員の兼任	資金の貸付 利息の受取 (注3) 銀行借入に 対する債務 保証(注4)	- 9,592 762,782	長期貸付金 貸倒引当金	1,528,000 723,795
関連会社	㈱プロパティマネジメント片町	所有 直接 33.3%	賃貸取引 役員の兼任	建物の賃貸 (注5)	30,000	前受金	2,750

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注1) ㈱大和カーネーションサークルに対する利息の支払については、市場金利を考慮し、双方協議の上決定している。
- (注2) ㈱大和カーネーションサークルへの連帯保証は、友の会会員積立預り金残高に対する保全措置に対して行ったものである。
- (注3) ㈱金沢ニューグランドホテルに対する貸付については、市場金利を考慮し、双方協議の上決定している。
- (注4) ㈱金沢ニューグランドホテルに対する債務保証は、金融機関に対して行っており、保証料は受領していない。
- (注5) ㈱プロパティマネジメント片町に対する建物の賃貸料については、双方協議の上、決定している。

7. 資産除去債務に関する注記

(1) 資産除去債務の内容

当社は、賃貸用店舗および事業用資産の一部について土地または建物所有者との間で不動産賃貸契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上している。

(2) 資産除去債務の見積りに関する前提条件

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は60年、割引率は2.2%を採用している。

(3) 資産除去債務の期中における増減内容

当事業年度における資産除去債務の残高の推移は次のとおりである。

期首残高	139,284千円
時の経過による調整額	3,064千円
当事業年度末残高	142,349千円

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	249円32銭
1株当たり当期純損失	27円07銭

9. 重要な後発事象に関する注記

資本金の額の減少およびその他資本剰余金の処分について

当社は、2022年4月12日開催の取締役会において、2022年5月26日開催予定の第106期定時株主総会に、資本金の額の減少および、その効力が発生することを条件としてその他資本剰余金の処分をすることについて付議することを決議した。

1. 本件の目的

現在生じている利益剰余金の欠損額を解消し、早期に財務体質の健全化を図るとともに、今後の機動的かつ柔軟な資本政策を実現するため、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、これをその他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法452条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金の一部を処分し、繰越利益剰余金に振り替えるものである。

2. 資本金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

2022年2月28日現在の資本金の額3,462,700,000円のうち、3,362,700,000円を減少し、資本金の額を100,000,000円とする。減少する資本金は、その全額をその他資本剰余金に振り替える。

(2) 資本金の額の減少の方法

発行済株式総数を変更せず、当社貸借対照表における資本の勘定の振り替えのみを行う。

3. 剰余金の処分の要領

上記「2. 資本金の額の減少の内容」に記載の資本金の額の減少によって増加するその他資本剰余金の額のうち2,919,243,771円を繰越利益剰余金に振り替え、繰越欠損の填補を行う。これによりその他資本剰余金は443,456,229円、繰越利益剰余金は0円となる。

4. 日程

(1) 取締役会決議日	2022年4月12日
(2) 定時株主総会決議日	2022年5月26日(予定)
(3) 債権者異議申述公告日	2022年5月31日(予定)
(4) 債権者異議申述最終期日	2022年6月30日(予定)
(5) 効力発生日	2022年7月1日(予定)

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2022年4月11日

株式会社 大 和

取締役 会 御中

太陽有限責任監査法人

北陸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石原鉄也 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 尾川克明 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社大和の2021年3月1日から2022年2月28日までの第106期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2022年4月12日開催の取締役会において、2022年5月26日開催予定の第106期定時株主総会に、資本金の額の減少及び、その効力が発生することを条件としてその他資本剰余金の処分をすることについて付議することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結貸借対照表 (2022年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	5,447,457	流動負債	17,150,674
現金および預金	2,043,829	支払手形および買掛金	2,153,500
受取手形および売掛金	1,548,053	短期借入金	5,028,472
棚卸資産	1,470,259	未払法人税等	52,847
その他の流動資産	403,192	商品券	5,630,298
貸倒引当金	△17,877	諸預り金	2,707,026
固定資産	21,286,127	賞与引当金	68,200
有形固定資産	16,861,106	ポイント引当金	148,755
建物および構築物	7,975,644	商品券等回収損失引当金	564,872
機械装置および運搬具	69,887	その他の流動負債	796,704
器具および備品	550,334	固定負債	6,607,166
土地	8,265,239	長期借入金	3,793,673
無形固定資産	57,105	資産除去債務	148,303
施設利用権	1,572	繰延税金負債	638,507
ソフトウェア	55,532	再評価に係る繰延税金負債	353,427
投資その他の資産	4,367,915	退職給付に係る負債	1,352,497
投資有価証券	1,960,947	環境対策引当金	75,607
諸保証金	5,658,545	その他の固定負債	245,149
繰延税金資産	171,863	負債合計	23,757,841
その他の投資	101,558	純資産の部	
貸倒引当金	△3,525,000	株主資本	1,790,829
資産合計	26,733,585	資本金	3,462,700
		資本剰余金	1,151,981
		利益剰余金	△2,228,858
		自己株式	△594,993
		その他の包括利益累計額	1,184,914
		その他有価証券評価差額金	298,298
		土地再評価差額金	871,201
		退職給付に係る調整累計額	15,415
		純資産合計	2,975,744
		負債・純資産合計	26,733,585

(注) 千円未満の端数は切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2021年3月1日から 2022年2月28日まで)

(単位：千円)

売		37,698,238
売	上 原 価	29,696,149
売	上 総 利 益	8,002,089
販	売 費 お よ び 一 般 管 理 費	8,411,332
営	業 損 失	△409,242
営	業 外 収 益	718,509
	受 取 利 息	5,217
	受 取 配 当 金	52,059
	受 取 賃 貸 料	106,018
	長 期 未 回 収 商 品 券	378,782
	助 成 金 収 入	111,895
	そ の 他 の 収 益	64,535
営	業 外 費 用	593,126
	支 払 利 息	118,013
	商 品 券 等 回 収 損 失 引 当 金 繰 入 額	306,936
	減 価 償 却 費	104,350
	持 分 法 に よ る 投 資 損 失	3,707
	そ の 他 の 費 用	60,118
経	常 損 失	△283,859
特	別 利 益	95,874
	環 境 対 策 引 当 金 戻 入 額	65,874
	貸 倒 引 当 金 戻 入 額	30,000
特	別 損 失	80,892
	投 資 有 価 証 券 評 価 損	77,374
	固 定 資 産 除 却 損	3,517
税	金 等 調 整 前 当 期 純 損 失	△268,877
	法 人 税、住 民 税 お よ び 事 業 税	43,274
	法 人 税 等 調 整 額	△8,864
当	期 純 損 失	△303,287
	非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失	—
	親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失	△303,287

(注) 千円未満の端数は切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2021年3月1日から
2022年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2021年3月1日 残高	3,462,700	1,151,981	△1,925,570	△594,801	2,094,309
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する 当期純損失			△303,287		△303,287
自己株式の取得				△192	△192
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の 変動額合計	—	—	△303,287	△192	△303,480
2022年2月28日 残高	3,462,700	1,151,981	△2,228,858	△594,993	1,790,829

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額	退 職 給 付 金 に 関 連 する 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
2021年3月1日 残高	173,000	871,201	37,309	1,081,511	3,175,821
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する 当期純損失					△303,287
自己株式の取得					△192
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	125,297		△21,894	103,403	103,403
連結会計年度中の 変動額合計	125,297	—	△21,894	103,403	△200,076
2022年2月28日 残高	298,298	871,201	15,415	1,184,914	2,975,744

(注) 千円未満の端数は切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表 (2021年3月1日から 2022年2月28日まで)

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数および連結子会社の名称

連結子会社の数 6社

主要な連結子会社の名称 (株)大和印刷社、(株)勤草書房、(株)レストランダイワ、
(株)大和カーネーションサークル、(株)金沢ニューグランドホテル

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法を適用した関連会社の数および名称

持分法を適用した関連会社の数 1社

持分法を適用した関連会社の名称 (株)プロパティマネジメント片町

②議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有している会社のうち、関連会社としなかった会社の名称等

主要な会社の名称

総曲輪シテイ(株)、金沢都市開発(株)、オタヤ開発(株)

関連会社としなかった理由

出資目的および取引の状況などの実態から、財務および営業または事業の方針の決定に対し、重要な影響を与えていないため関連会社を含めていない。

(3) 会計方針に関する事項

①資産の評価基準および評価方法

有価証券 その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

棚卸資産 商品

時価のないもの

移動平均法による原価法

主として売価還元法による低価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

その他

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

②固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く) 主として定額法

無形固定資産(リース資産を除く) 定額法（なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいている）

リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

③引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上している。

ポイント引当金

ポイントカード会員へ付与したポイントの利用に備えるため、付与ポイント残高から失効ポイント見込額を控除した額を、将来の利用見込額として計上している。

商品券等回収損失引当金

商品券等が負債計上中止後に回収された場合に発生する損失に備えるため、過去の実績に基づく将来の回収見込額を計上している。

環境対策引当金

PCB（ポリ塩化ビフェニル）の処分に関する支出に備えるため、今後発生すると見込まれる額を計上している。

④退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

過去勤務費用および数理計算上の差異の処理方法

過去勤務費用は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、発生時から費用処理している。

また、数理計算上の差異は、発生の翌連結会計年度に一括して費用処理している。

未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の処理方法

未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用については、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上している。

子会社における簡便法の適用

連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用している。

⑤その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用している。

- (4) 表示方法の変更
 (「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)
 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、連結財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載している。
 ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る内容については記載していない。

- (5) 重要な会計上の見積り
 固定資産の減損
 ①当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

有形固定資産	16,861,106千円
無形固定資産	57,105千円

 ②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
 固定資産の減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定している。
 割引前将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる長期経営計画の主要な仮定は、新型コロナウイルス感染症の収束に伴う需要の回復時期および回復度合いと売上高の成長率であるが、これは外部環境に大きく影響を受ける。そのため、将来の事業計画は経営者の判断および見積りの不確実性を伴うものであり、見積りの前提や過程に変更が生じた場合には、固定資産の減損の判定に重要な影響を及ぼす可能性がある。

- (6) 追加情報
 (新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)
 新型コロナウイルス感染症が今後の業績に与える影響等を合理的に予測することは困難な状況にあるが、百貨店業においては2022年度の上半期中は影響が残るものの、その後次第に回復するものと仮定している。一方ホテル業においては、2022年度の上半期頃までは影響が残り、その後徐々に回復に向かうものと仮定して固定資産の減損損失等に関する会計上の見積りを行っている。
 なお、新型コロナウイルス感染症の広がりや収束時期等の見直しには不確実性を伴うため、実際の結果はこれらの仮定と異なる可能性がある。

2. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産および担保に係る債務
- | | | |
|-------------|----------|--------------|
| ①担保に供している資産 | 建物および構築物 | 7,667,859千円 |
| | 土地 | 8,047,795千円 |
| | 投資有価証券 | 853,590千円 |
| | 計 | 16,569,244千円 |
| ②担保に係る債務 | 短期借入金 | 4,987,729千円 |
| | 長期借入金 | 2,541,211千円 |
| | 計 | 7,528,940千円 |

- (2) 資産に係る減価償却累計額
 有形固定資産の減価償却累計額 17,409,196千円
 なお、減価償却累計額には減損損失累計額が含まれている。

- (3) 土地の再評価
 連結子会社1社は「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上している。

再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第四号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の基礎となる土地の価額を算定するために、国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に合理的な調整を行って算定する方法により算出

再評価を行った年月日 2002年2月28日

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 $\Delta 891,766$ 千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

当連結会計年度末の発行済株式の種類および総数
普通株式 6,003,400株

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社企業グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達している。

借入金の使途は運転資金（主として短期）および設備投資資金（長期）である。受取手形および売掛金に係る顧客の信用リスクは、社内のルールに沿ってリスク低減を図っている。また、投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っている。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年2月28日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については次のとおりである。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金および預金	2,043,829	2,043,829	-
(2) 受取手形および売掛金 貸倒引当金	1,548,053 $\Delta 17,877$	1,530,175	-
(3) 投資有価証券 其他有価証券	1,294,939	1,294,939	-
(4) 諸保証金 貸倒引当金	5,658,545 $\Delta 3,525,000$	1,910,819	$\Delta 222,726$
(5) 支払手形および買掛金	2,133,545	(2,153,500)	-
(6) 短期借入金	(4,416,281)	(4,416,281)	-
(7) 諸預り金	(2,707,026)	(2,707,026)	-
(8) 長期借入金	(4,405,864)	(4,398,359)	$\Delta 7,504$

（注1）負債に計上されているものについては、（ ）で示している。

（注2）金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

- (1) 現金および預金、ならびに(2)受取手形および売掛金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。
- (3) 投資有価証券 其他有価証券
株式の時価は取引所の価格によっている。

(4) 諸保証金

諸保証金の時価については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定している。なお、諸保証金に個別に計上している貸倒引当金計上額を控除した金額を記載している。

(5) 支払手形および買掛金、(6)短期借入金、ならびに(7)諸預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(8) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっている。

(注3) 非上場株式(連結貸借対照表計上額 666,008千円)は、市場価格がなくかつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどが出来ず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券 その他有価証券」には含めていない。

5. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社および一部の子会社では、石川県その他の地域において、賃貸等の用に供している不動産(土地を含む)を有している。なお、当該賃貸用不動産の一部については、当社および一部の連結子会社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としている。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価
賃貸等不動産	1,175,752	944,951
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	6,779,740	7,400,198

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額である。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、「不動産鑑定評価基準」、路線価による相続税評価額および固定資産税評価額等に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む)である。

6. 資産除去債務に関する注記

(1) 資産除去債務の内容

当社企業グループは、賃貸用店舗および事業用資産の一部について土地または建物所有者との間で不動産賃貸契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上している。

(2) 資産除去債務の見積りに関する前提条件

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は取得時から55年から60年、割引率は2.2%を採用している。

(3) 資産除去債務の期中における増減内容

当連結会計年度における資産除去債務の残高の推移は次のとおりである。

期首残高	145,111千円
時の経過による調整額	3,192千円
当連結会計年度末残高	148,303千円

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 530円40銭
1株当たり親会社株主に帰属する当期純損失 54円06銭

8. 重要な後発事象に関する注記

資本金の額の減少およびその他資本剰余金の処分について

当社は、2022年4月12日開催の取締役会において、2022年5月26日開催予定の第106期定時株主総会に、資本金の額の減少および、その効力が発生することを条件としてその他資本剰余金の処分をすることについて付議することを決議した。

1. 本件の目的

現在生じている利益剰余金の欠損額を解消し、早期に財務体質の健全化を図るとともに、今後の機動的かつ柔軟な資本政策を実現するため、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、これをその他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法452条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金の一部を処分し、繰越利益剰余金に振り替えるものである。

2. 資本金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

2022年2月28日現在の資本金の額3,462,700,000円のうち、3,362,700,000円を減少し、資本金の額を100,000,000円とする。減少する資本金は、その全額をその他資本剰余金に振り替える。

(2) 資本金の額の減少の方法

発行済株式総数を変更せず、当社貸借対照表における資本の勘定の振り替えのみを行う。

3. 剰余金の処分の要領

上記「2. 資本金の額の減少の内容」に記載の資本金の額の減少によって増加するその他資本剰余金の額のうち2,919,243,771円を繰越利益剰余金に振り替え、繰越欠損の填補を行う。これによりその他資本剰余金は443,456,229円、繰越利益剰余金は0円となる。

4. 日程

(1) 取締役会決議日	2022年4月12日
(2) 定時株主総会決議日	2022年5月26日(予定)
(3) 債権者異議申述公告日	2022年5月31日(予定)
(4) 債権者異議申述最終期日	2022年6月30日(予定)
(5) 効力発生日	2022年7月1日(予定)

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2022年4月11日

株式会社 大 和
取締役 会 御中

太陽有限責任監査法人
北陸事務所

指 定 有 限 責 任 社 員 公 認 会 計 士 石 原 鉄 也 ㊞
業 務 執 行 社 員
指 定 有 限 責 任 社 員 公 認 会 計 士 尾 川 克 明 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社大和の2021年3月1日から2022年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大和及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2022年4月12日開催の取締役会において、2022年5月26日開催予定の第106期定時株主総会に、資本金の額の減少及び、その効力が発生することを条件としてその他資本剰余金の処分をすることについて付議することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監査報告書

当監査等委員会は、2021年3月1日から2022年2月28日までの第106期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年4月12日

株式会社 大 和 監査等委員会

常勤監査等委員 北 村 秀 明 ⑩

監 査 等 委 員 細 川 清 悦 ⑩

監 査 等 委 員 中 村 太 郎 ⑩

監 査 等 委 員 浜 崎 英 明 ⑩

(注) 監査等委員細川清悦氏、中村太郎氏、浜崎英明氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 資本金の額の減少の件

1. 資本金の額の減少の目的

当社は、現在生じている利益剰余金の欠損額を解消し、早期に財務体質の健全化を図るとともに、今後の機動的かつ柔軟な資本政策を実現するため、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少いたしたいと存じます。

なお、資本金の額の減少は、貸借対照表の「純資産の部」における勘定科目間の振替処理であり、現金および預金の減少を伴うものではなく、また当社の純資産額や発行済株式総数に変動は生じませんので、株主の皆様のお有株式や1株当たりの純資産額に影響を与えることはありません。

2. 資本金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

当社の資本金の額3,462,700,000円のうち、3,362,700,000円を減少し、減少する資本金の額の全額を「その他資本剰余金」に振り替え、減少後の資本金の額を100,000,000円といたします。

(2) 資本金の額の減少がその効力を生じる日

2022年7月1日

第2号議案 剰余金の処分の件

1. 剰余金の処分の理由

会社法第452条の規定に基づき、第1号議案「資本金の額の減少の件」における資本金の額の減少により生じる「その他資本剰余金」について、「繰越利益剰余金」に振り替えることで欠損の補填を行うための処分のご承認をお願いするものであります。なお、本議案は、第1号議案「資本金の額の減少の件」が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 処分する剰余金の内容

- (1) 減少する剰余金の項目およびその額
その他資本剰余金 2,919,243,771円
- (2) 増加する剰余金の項目およびその額
繰越利益剰余金 2,919,243,771円
- (3) 剰余金の処分が効力を生じる日
2022年7月1日

上記の効力が発生した場合、以下の通りとなる予定です。

	2022年2月末	増減	効力発生後（見込）
資本金	3,462,700,000円	△3,362,700,000円	100,000,000円
資本準備金	1,151,981,918円	0円	1,151,981,918円
その他資本剰余金	0円	3,362,700,000円 △2,919,243,771円	443,456,229円
繰越利益剰余金	△2,919,243,771円	2,919,243,771円	0円

第3号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、以下のとおり所要の変更を行うものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第14条第1項を新設するものであります。
- (2) 書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定するため変更案第14条第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、インターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設および削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更内容は以下の通りであります。（下線部分に変更箇所）

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第14条 <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会 (削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第14条 <u>(株主総会参考書類等の電子提供措置)</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面において、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について記載することを要しないものとする。</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>第1条 変更前定款第14条の規定の削除及び変更後定款第14条の規定の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに定める施行日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 施行日から次の定めを有するものとする。なお、本定めは、施行日から6か月を経過した日、もしくは施行日から6か月以内に開催する最後の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日まで、効力を有するものとする。</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>3. 本附則は、前項で定めるいずれか遅い日をもってこれを削除する。</p>

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じです。）全員（6名）は第106期定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関し、監査等委員会は、全ての取締役候補者につき適任であると判断しております。

取締役候補者は次の通りであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
①	みや じ ろう 宮 二郎 (1957年4月5日)	1981年10月 当社入社 1987年5月 当社取締役 1989年5月 当社常務取締役 1993年5月 当社専務取締役 1997年5月 当社代表取締役副社長 1999年5月 当社代表取締役社長（現任） 取締役候補者とした理由 宮二郎氏は、1999年から当社代表取締役社長として、当社経営全般における指揮・管理・監督を担い、企業グループ全体においても経営の管掌をおこなってきました。今後も当社および当社企業グループ全体の成長戦略には、同氏の豊富な経験・知見・実績に基づく判断力が一層欠かせないことから、同氏を引き続き、取締役候補者とするものであります。	524,400株
②	てら ぐち とし ひろ 寺 口 時 弘 (1955年1月30日)	1978年4月 当社入社 2007年5月 当社取締役 2011年3月 当社取締役 業務本部長 2011年5月 当社常務取締役 業務本部長 2015年5月 当社代表取締役・専務取締役 業務本部長 2018年2月 当社代表取締役・専務取締役（現任） 取締役候補者とした理由 寺口時弘氏は、経営の基盤となる資金政策・人事政策等を中心として、経営全般に主導的な役割を果たしてきました。今後も当社の成長戦略の実行に向けた経営基盤の強化には、同氏の豊富な経験・知見が必要とされることから、同氏を引き続き、取締役候補者とするものであります。	2,032株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
③	おか もと し ろう 岡本志郎 (1963年5月5日)	1986年4月 当社入社 2015年2月 当社富山店長 2015年5月 当社取締役 富山店長 2018年2月 当社取締役 営業本部長・香林坊店長 2018年5月 当社常務取締役 営業本部長・ 香林坊店長(現任) 取締役候補者とした理由 岡本志郎氏は、迅速な判断力と実行力により、 次々に新鮮な商品・企画や地域密着の施策を導 入し、新たな挑戦の風土を植えつけ、現場の営 業力向上に結びつけております。今後も、当社 の成長戦略には、同氏の常識にとられない発 想力とスピード感のある決断力が不可欠と されることから、同氏を引き続き取締役候補者 とするものであります。	2,200株
④	なか ぎき とし や 中崎俊也 (1958年7月12日)	1981年4月 当社入社 2005年3月 当社富山店営業第2部長 2018年2月 当社富山店長 2018年5月 当社取締役 富山店長(現任) 取締役候補者とした理由 中崎俊也氏は、豊富なマネジメント経験をベー スに、地域密着型の企画や連携、新たな企画の 導入を積極的におこない、当地における富山店 のプレゼンスを高める施策を継続して行ってま いりました。今後も、富山店を含む当社の成長 戦略には同氏の営業力・企画力が必要であるこ とから、同氏を引き続き取締役候補者とするも のであります。	1,100株
⑤	さか もと てつ じ 坂本哲治 (1965年7月13日)	1988年4月 当社入社 2013年3月 当社業務本部副本部長 2018年2月 当社業務本部長 2018年5月 当社取締役 業務本部長(現任) 取締役候補者とした理由 坂本哲治氏は、管財・人事・ガバナンス等のフ ィールドで、コスト・コンプライアンス・リス クマネジメント等を中心に、当社のサステイナ ビリティを主眼においた施策実行に努めてきま した。同氏のこのような実行力が当社の成長戦 略の持続には必要不可欠であることから、同氏 を引続き取締役候補者とするものであります。	1,200株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
⑥	やぶ うち のぶ あき 藪内信昭 (1959年4月21日)	1984年4月 当社入社 2013年3月 当社経営戦略本部 事業統括室 経営企画部長 2018年3月 当社経営戦略室副室長 2020年3月 当社経営戦略本部長 2020年5月 当社取締役 経営戦略本部長 (現任) 取締役候補者とした理由 藪内信昭氏は、経営企画部門の豊富な経験と各種資格をベースに経営計画策定等の実務力を発揮し、近年の構造改革・情報システム施策全般の実施計画と実行における中心的な役割を担ってきました。同氏のこのような知見が当社の中長期的な成長戦略に必要であることから、同氏を引き続き取締役候補者とするものであります。	3,400株

(注) 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第5号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は第106期定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次の通りであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
①	きたむらひであき 北村秀明 (1946年2月13日)	1968年4月 当社入社 2003年5月 当社取締役 2011年5月 当社常勤監査役 2016年5月 当社常勤監査等委員・取締役 (現任) 取締役候補者とした理由 北村秀明氏は、当社取締役、常勤監査役を歴任し、2016年5月より常勤監査等委員・取締役を務めております。その経験と実績をもとに、当社の経営執行に関する監査・監督を常勤監査等委員としての職責を遂行できるものと判断できることから、同氏を引続き取締役候補者といたしました。	2,432株
②	ほそかわきよえつ 細川清悦 (1943年1月2日)	1995年7月 砺波税務署長 1998年7月 金沢国税不服審判所 部長審判官 2000年7月 富山税務署長 2001年7月 金沢国税局 退職 2003年7月 当社監査役 2016年5月 当社監査等委員・取締役（現任） 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要 細川清悦氏は、財務および会計の高度な専門的知識を有されており、直接企業経営に関与された経験はありませんが、税務署長を歴任されるなど豊富な経験と高い知見を有しております。同氏には、これらの経験から財務・コーポレートガバナンス等の観点から適切な助言をいただくとともに、客観的かつ公正な立場からを監査・監督をいただくことを期待しております。同氏は、今後も監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しており、同氏を社外取締役候補者とするものであります。	600株

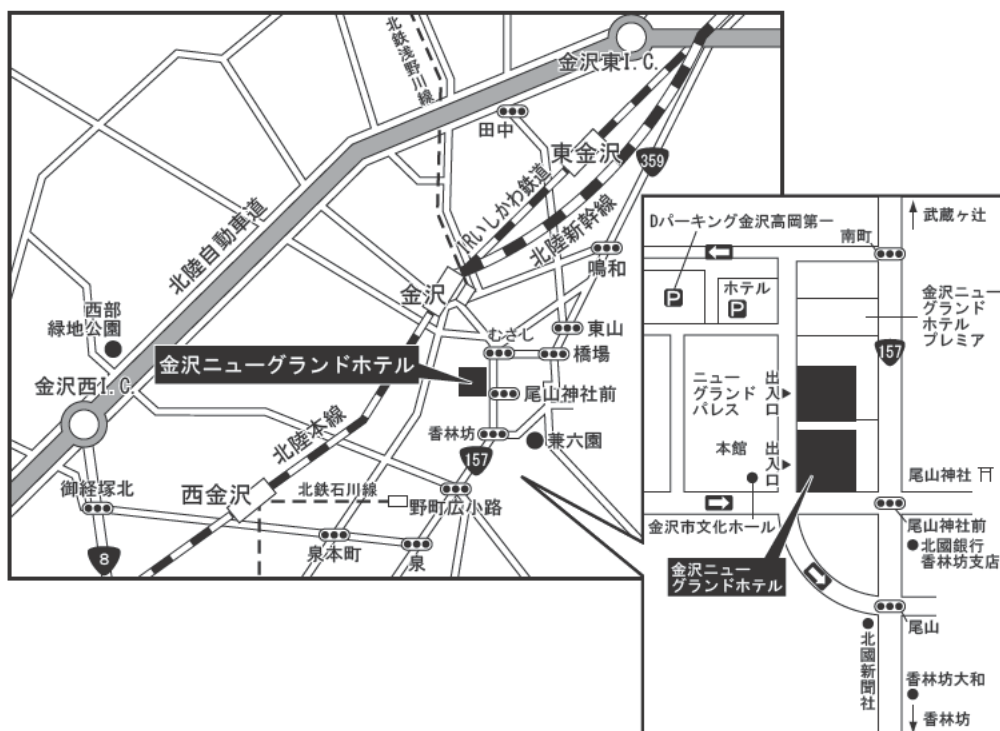
候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
③	なかむら たろう 中村 太郎 (1964年9月30日)	<p>1991年4月 中村酒造(株)入社 1991年9月 同社取締役 1996年7月 同社代表取締役社長(現任) 2014年5月 当社監査役 2016年5月 当社監査等委員・取締役(現任)</p> <p>社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要 中村太郎氏は、中村酒造株式会社代表取締役としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。 同氏には、これらの経験から当社の業務執行に適切な助言をいただくとともに、客観的かつ公正な立場から当社経営を監査・監督をいただくことを期待しております。 同氏は、今後も監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しており、同氏を社外取締役候補者とするものであります。</p>	12,203株
④	はま さき ひで あき 浜崎 英明 (1954年6月25日)	<p>1978年4月 (株)北國銀行入行 2009年6月 同行取締役兼執行役員営業統括部長 2012年6月 同行常務取締役兼執行役員 営業統括部長 2015年5月 当社監査役 2015年5月 (株)金沢ニューグランドホテル監査役 (現任) 2016年4月 (株)北國銀行専務取締役 2016年5月 当社監査等委員・取締役(現任) 2020年6月 (株)北國銀行代表取締役会長 2021年10月 (株)北國フィナンシャルホールディングス 代表取締役 2022年3月 (株)北國銀行 会長(現任)</p> <p>社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要 浜崎英明氏は、金融機関において代表取締役に従事し、経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しております。 同氏には、これらの経験から当社の業務執行に適切な助言をいただくとともに、客観的かつ公正な立場から当社経営を監査・監督をいただくことを期待しております。 同氏は、今後も監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しており、同氏を社外取締役候補者とするものであります。</p>	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 細川清悦氏、中村太郎氏、浜崎英明氏の各氏は、社外取締役候補者であります。
3. 細川清悦氏、中村太郎氏、浜崎英明氏の各氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
4. 浜崎英明氏は、当社子会社である株式会社金沢ニューグランドホテルの監査役であります。
5. 細川清悦氏、中村太郎氏、浜崎英明氏の各氏とは、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。また、各氏の選任が承認された場合、当社は各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
6. 浜崎英明氏が会長を務めている株式会社北國銀行において、2020年2月に同行の元行員が、2018年から2019年に亘って貸出金等の着服をしていたことが、同行の内部調査により判明いたしました。このため、同行は、本件に対し、被害者への対応や関係官庁・警察等への報告・相談等を実施いたしました。同行は今回の事件を受け、コンプライアンスが経営の最重要課題であるとの位置付けと内部管理態勢の充実・強化を再度徹底するとともに、再発防止策を検討し、各種チェック機能の強化等、内部管理態勢の一層の強化を行い、ステークホルダーの信頼回復に全行あげて取り組むことを表明いたしております。
7. 細川清悦氏、中村太郎氏の各氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、各氏の選任が承認された場合、当社は引き続き各氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以 上

定時株主総会 会場ご案内図

会場：金沢市南町4番1号
金沢ニューグランドホテル 5階「銀扇」
TEL：076-233-1311(代)
※受付は5階の会場前に設けております。
※ニューグランドパレス側のエレベーターは会場まで
直通でございます。



●交通のご案内

金沢東I.Cまたは金沢西I.Cから車で約15分、JR「金沢駅」から車で約5分
北陸鉄道バス最寄りのバス停「南町・尾山神社」また「香林坊」で下車 徒歩約3分

※お願い

◎駐車場は金沢ニューグランドホテル駐車場またはDパーキング金沢高岡第一、金沢まちなかパーキングネット対象駐車場をご利用いただけますが、駐車台数が限られておりますので、出来るだけバス等の公共交通機関をご利用いただきますようお願い申し上げます。

◎【重要】「新型コロナウイルス感染防止対応」・「議決権事前行使についてのご案内」につきましては、この招集通知の2頁以降をご覧ください。

◎新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当日のご来場は極力見合わせていただき、書面またはインターネットによる議決権事前行使をお願いいたします。また、感染リスク軽減のため、お土産は用意しておりません。